

第31回鳥取地方裁判所委員会及び第31回  
鳥取家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成30年6月13日（水）午後2時30分～午後4時30分

2 開催場所

鳥取地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

荒木未佳（家裁委員），岩倉広修（地家裁委員），河本充弘（地家裁委員），  
川本由美子（家裁委員），小山和子（地裁委員），佐野泰弘（地家裁委員），  
杉内博文（家裁委員），谷口卓也（家裁委員），向洋伸（地家裁委員），中  
山実郎（地裁委員），畑千鶴乃（家裁委員），藤澤裕介（地裁委員），三木  
文子（家裁委員），村上浩美（地裁委員），横山憲昭（地裁委員）

（事務担当者等）

地裁：茂原事務局長，田渕民事首席書記官，田部刑事首席書記官，岸田総務  
課長，吉田会計課長

家裁：山口事務局長，椎野首席家裁調査官，矢原首席書記官，山名家裁総務  
課長，松本家裁総務課課長補佐（書記）

4 議題

- (1) テーマ：要配慮者対応について
- (2) 次回開催テーマ等

5 議事

- (1) 新任委員の紹介
- (2) 家裁委員会の委員長代理の指名

荒木未佳委員が家庭裁判所委員会の委員長代理に指名された。

- (3) 前々回及び前回の委員会での意見を踏まえたその後の状況報告
- (4) テーマについての意見交換等

裁判所の庁舎設備を視察するとともに、裁判所事務担当者から設備面に係る裁判所における要配慮者対応について説明し、意見交換をした。

要旨は別紙のとおり

## 6 次回開催期日等

### (1) 開催方法

今回は鳥取地方裁判所委員会及び鳥取家庭裁判所委員会を個別に開催する。

### (2) 次回テーマ

鳥取地方裁判所委員会の次回テーマは「裁判員裁判」、鳥取家庭裁判所委員会の次回テーマは「少年事件における補導委託」とする。

### (2) 次回開催期日

鳥取地方裁判所委員会

平成30年10月10日（水）午後2時30分から2時間程度

鳥取家庭裁判所委員会

平成31年2月20日（水）午後2時30分から2時間程度

(別紙)

テーマ「要配慮者対応について」

○委員長

意見交換に入るに当たり、庁舎施設面のポイントを御覧いただきました。それを踏まえ、施設面等について御意見を伺っていきたいと考えております。また、庁舎施設のうち、手続案内室についてはプロジェクターで映しますので、それを見ながら、御意見をいただければと思います。

裁判所は、配慮を要する方々にとっても利用しやすい裁判所であるように各種の取組をしているところです。

人の手助けによる配慮については前回、御意見を伺ったところです。設備の点でも配慮する必要がありますが、当庁は昭和40年に建てられたもので、現在のユニバーサルデザイン、バリアフリーの考え方に追いついていないところもあります。その中であって、できることはやっぴいこうと考えていますが、まだまだ我々が気づいていないところもあるかと思ひますので、ぜひ皆様の御意見をいただければと思います。

○学識経験者委員 A

裁判所が行っている要配慮者に対するサービスについて、裁判所を利用される方はどのような方法で知ることができるようになっているのでしょうか。

○事務担当者

一般的に、配慮を要する方はお申し出くださいというアナウンスは裁判所のホー

ムページでしておりますし、裁判所のホームページを見られない方でも、裁判所に照会いただければ、ニーズに応じて配慮をさせていただくことになっております。

#### ○事務担当者

補足しますと、裁判所のホームページでは、全ての裁判所に共通の基準で、身体障害者専用の駐車場や多目的トイレ、エレベーターの有無などについて表示し、御覧いただけるようにしております。当庁にしかないものについてはまだ載せていないというのが現状です。

#### ○学識経験者委員 A

以前、裁判所のホームページを見せていただいたときに、そのような基準で載っていたことを思い出しました。ただ、せっかくいろいろな工夫がなされていることから、それらを載せる場面でもあれば安心されるのではないかと思ったところです。

#### ○学識経験者委員 B

身障者用の駐車場が一つ確保され、スロープを伝って玄関に出るという所はきちんと整備されていると思えました。ただ、駐車場やスロープの上に屋根があると、車いすの方も雨にぬれずに玄関まで移動ができますので、更に良いと思えます。

正門から玄関まで点字ブロックがありますが、途中で横断歩道に変わっており、その部分には点字がありません。つながっていないと使いにくいのではないかと感じました。

最近では、玄関の場所が視覚障害者の方にも分かるように、24時間音が鳴るようになっている建物があります。そういう工夫があってもいいのではないかと感じました。

#### ○事務担当者

鳥取県の設計基準や裁判所近隣の状況を見ますと、今のところ点字ブロックが設置された横断歩道がないということもあって、裁判所でも、同じような造りにさせていただいています。

横断歩道に点字を付けることについては、つまりいたりするという問題もあるようです。そういうことも含めて、今後、どのようにすべきか検討していきたいと考えています。

#### ○学識経験者委員C

目の不自由な方には横断歩道が見えないわけですから、点字がないと横断歩道かどうか分からないということはないのでしょうか。

#### ○事務担当者

点字ブロックについては、線状のブロックと点状のブロックがあります。点状のブロックは、その先には、横断歩道や階段があるということを警告するブロックのようです。そういうところから、視覚障害者の方はそのあたりはある程度予想をされているのではないかと認識しています。

#### ○委員長

ユニバーサルデザインの一つのルールとして、線状ブロックは、ここを直進、T字型になっているところは、ここで一旦止まって、先に何かあるということを警告するブロックのようです。これらのブロックは、鳥取県のガイドラインに従って設置しています。例えば、横断歩道の手前に必ずT字型のブロックがあり、それによってここから先に何かあるということが分かるようになっています。

視覚障害の方の立場からすれば、線状ブロックがそのまま横断歩道の先までつながっていると、確かに配慮として有効だと考えられます。しかし、足が不自由で松葉づえをついて歩いていらっしゃる方にとっては、ブロックが設置されていることで、つまずきやすいなど、別の問題も考えられ、多角的に検討していく必要があると考えています。

#### ○学識経験者委員D

身体障害者の方に車からの乗降を楽にさせていただくためには、まずは車を玄関に横付けし、屋根のある正面玄関の車寄せ部分で乗降をして、乗降された後に車を身体障害者用の駐車場に駐車していただくような運用がよいと思いました。しかし、正面玄関に2段か3段の階段があるため、それはなかなか難しいというのを感じました。

#### ○裁判官委員E

正面玄関には段差があったと思いますので、車から降りて、真正面から車椅子で入るというのは想定されていないのではないかと思います。

#### ○事務担当者

正面玄関に横付けをした場合には段差がありますので、車いすの方については、一旦、車寄せの屋根のないところに出て、スロープが開始するところから上がっていただくということにはなりますが、御指摘のとおりスロープの部分に屋根はありません。

#### ○委員長

列車などでは、列車がとまると、予め連絡しておいて、持ち運び式のスロープなどを置かれますが、当庁では備付けがありますか。

○事務担当者

検討をさせていただくことは可能かと思えます。

○委員長

折り畳み式や持ち運び式のスロープの備付けも考えられますが、裁判所の玄関横のスロープには車椅子マークのあるインターホンのボタンがありますから、そのボタンを押して、人の支援を求めるということで対応することも考えられるのではないかと思います。

○学識経験者委員C

エレベーターの前まで点字ブロックが付いていましたが、あそこがエレベーターだということを目が不自由な人が分かるのだろうかと思いました。やはり目が不自由な方が来られたら、エレベーターまでは御案内しなければいけないのではないかと思います。

○事務担当者

庁舎を御案内させていただく途中で、点字ブロックを受付相談センターの方向へ変更する工事を計画していると御説明させていただきました。通常は玄関ホールに守衛が一人おり、守衛に申し出ただけであれば御案内いたします。ただ、常時いるとは限りませんので、常時職員のいる受付センターの方に誘導する工事を計画しているところです。

### ○委員長

今のところ、守衛の前に誘導する点字の仕様になっていますが、裁判所に来られた方が必ずエレベーターに乗るかどうかは分かりません。例えば民事受付に行きたいとか、家裁の相談をしに来たとか、あるいは傍聴に来たとか、様々な目的で裁判所にいらっしゃいます。現在の点字の案内は、守衛の席まで誘導した上、まずは守衛が対応し、守衛がいなければ民事受付センターの職員で対応しようという考え方となります。

### ○学識経験者委員 B

もし3階の家庭裁判所に行きたいと言われたら、守衛が家庭裁判所まで案内されるのか、家庭裁判所の職員が下まで迎えに来られるのか、どのような流れになるのでしょうか。それと、守衛がいないときがあるということでしたが、12時から1時までの休憩時間など、守衛が休まないといけない場合には、別の人がいる態勢を組織の中で作る必要があると感じました。

### ○事務担当者

1点目につきましては、基本的には守衛が3階までエレベーター等で御案内するのが基本であると思います。ただ、その方の状況によっては、3階に行くよりもむしろ1階で対応したほうがいい場合には、3階の担当者に守衛から連絡して、3階から担当者が降りていくということも考えられます。

### ○学識経験者委員 B

守衛が3階に上がった際に、守衛の席に誰もおられない場合にも、どなたかに離席することを伝えることやその間の案内をお願いできるようなシステムになって

いますか。

○事務担当者

席を空けるときは、守衛席に、「ただ今の時間は、後方の民事受付センターで御案内しています。」という案内を出しています。

○委員長

本日のところはまだできていませんが、今後、民事受付センターの方への点字ブロックの変更工事を行う予定です。民事受付センターには必ず職員がいますが、守衛は、その仕事上、庁内巡視を行いますので、その間席を空ける場合もあります。

○事務担当者

民事受付センターは、地方裁判所の民事事件や簡易裁判所の民事事件を扱っている部署で、いつも多くの職員がいます。今後、民事受付センターの方に点字ブロックが敷かれるということになれば、必ず民事受付センターの方で対応できると考えています。

○委員長

民事受付センターは昼休みも開いていますね。

○事務担当者

昼休みも開いていますし、必ず職員がおります。

○学識経験者委員D

裁判所に何回か来たことのある方はさっとエレベーターに行けるのだと思いますが、初めて来られた方は、受付があってもその席に人がいないと非常に不安な状況だろうと思います。中途半端に人がいないことのある受付はないほうがいいのではないかと思います。

#### ○事務担当者

非常に貴重な御意見だと思いますので、検討させていただこうと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、守衛は巡回等がなければ、基本的に守衛の席にいることから、席にいる時には案内ができますので、その点ではいいのではないかと考えています。点字ブロックを受付センターへの1本にするのか、それとも守衛の席までの2本にするのかという点は参考にさせていただきます。

#### ○裁判官委員F

金融機関等では、平成22年頃から、各種団体からの要望によって各社それぞれ独自に要配慮者への対応を行ってきました。裁判所でも、平成28年4月の法施行と同時にいろいろな取組を強化されていると伺っていますが、同時期に金融庁のガイドラインが出ております。

ATMをバリアフリー化したり、自動ドアをつけたり、あるいは今のATMはタッチ画面になっていますので、どこに1があるか2があるか分からないため、視覚障害の方のためのハンドセットという、点字がついた電話機のようなものを整備して、そのキーボードで暗証番号を打って操作をするというような取組もあります。一番取組が進んでいるのが実は郵便局で、郵便局は画面の下に点字のテンキーがついています。

設備面では追い付いていないところもありますが、設備面で足りないところは、

人の力で何とかしようという考えで、困っている方を見かけたら、すぐに人が行くというのを社内でも話しているところです。

また、コミュニケーションボードを備えたり、例えば入金がしたい、振込みがしたいなど、お客さまの要望が絵で示せるコミュニケーションカードも用意しております。外国人の方もたまに来られますので、そういった方にも有効だと思っています。

以前に視覚障害の方との会合に出たことがあるのですが、その際、視覚障害の方全てが全盲だとは思わないようにと教えてもらいました。全く見えないわけではないという、そういう方もたくさんいらっしゃるということ。また、目の不自由な方全員が点字のことが分かるわけではないということも教えていただきました。先天的に目が不自由な方は点字の勉強をされますけれども、後天的になられた方には、点字が分からないという方もたくさんいらっしゃるということも聞いています。

もう一つガイドラインで要望されていますのは代筆と代読です。当業界では基本的に自署を求めておりましたところ、目の見えない方が誰かと一緒に来られたという場合には、介護に来られた方の代筆でも結構ですし、次のステップとして職員の代筆を認めるといった要望も出ております。代筆については裁判所でもかなりハードルが高いのではないかと思いますし、ましてや職員の代筆というのは、法的にも結構厳しい面があると思いますが、代筆という面についてはいかがでしょうか。

#### ○裁判官委員E

例えば証人尋問とか、本人尋問のときに宣誓書に署名していただくことがありますが、実際に、私の担当する事件でも目が不自由な方について職員が代筆したということはありません。御本人であることの確認をほかの手段でしていますので、裁判所は、代筆については柔軟に認めているというのが実情です。

○弁護士委員G

2点お尋ねしたいのですが、一つは補聴器についてです。裁判の証人尋問などの際、耳の悪い方のために整備されている補聴器を使うことがありますが、非常に性能が悪く、よく聞こえません。設備は非常に充実されていると思いますが、使い勝手も非常に重要であると思っています。

もう一つは裁判所本庁の建物についてです。昭和40年の建物にしてはいろいろ配慮されてきていると思いましたが。ただ、倉吉の庁舎などはもちろんエレベーターがありませんし、2階で証人尋問などをするときにはどのような形でされるのでしょうか。

結論としては、設備をいかによくするかということも必要ですが、どうしても限界がありますし、設備が古い中で対応していくというのは難しいと思いますので、研修といったソフト面の充実が必要だと思えますし、困っている人を見たら職員が対応されるということが必要であると思いました。

○事務担当者

補聴器については、職員に対して、定期的を確認するよう指示しているところです。電池交換が定期的に行われていないといった理由で聞こえにくいというようなことがないよう、指導を徹底していきたいと思っております。

○事務担当者

家裁の受付窓口にも電話の受話器型の補聴器が備え付けられていますが、この補聴器は、耳から少しでも離れると聞こえなくなるということで、必要な時にだけ聞こえるように、手元で押したり引いたりしながら使い分けることができる機能にな

っています。そこの説明が十分できてないと、使い勝手が悪いということになる可能性はあると思います。

#### ○事務担当者

倉吉支部の庁舎は2階建ての古い庁舎のためエレベーターがございません。倉吉支部では、車椅子の方が当事者の場合、2階ではなく1階の部屋を使って期日を開くというような工夫を行っております。例えば民事の証人尋問などでは、1階のラウンドテーブルの法廷を使って証人尋問を行うというような工夫によって対応させていただいています。

#### ○事務担当者

研修については、接遇研修において、整備されている各種の器具がきちんと使えるように、職員に対して使用方法等の説明をしています。

#### ○弁護士委員H

先ほど、倉吉支部の1階のラウンドテーブル法廷で尋問を行っているというお話がありましたが、私自身は一度も経験がありません。先日も、左半身が不自由な方が申し立てた破産事件で、毎回、2階の会議室で債権者集会が行われ、苦勞して2階に上がられていました。また、刑事事件でも、御家族とか関係者の方で体が不自由な方が来られたとき、相当苦勞して2階に上がられている方を頻繁に見かけます。決して職員の方が対応されていないとは思いませんが、気付かずにいるものもたくさんあると思います。

また、先ほど、正面玄関から入って、守衛のところへ導くのか、民事受付センターの方に行くのかという話がありましたが、倉吉は地方裁判所と家庭裁判所と簡易

裁判所が同じカウンターで手続ができ、一般の方がどの裁判所なのか悩まれているも、職員の方が合わせて対応されるという、最先端の裁判所であると思っています。

一方で、身体障害者用の駐車場は、本庁と同じように一番いい場所に確保され、表示等も同じようにされていますが、スロープの問題は倉吉でもあります。また、倉吉の裁判所は坂を上った場所に庁舎がありますし、本庁も若干高いところにあります。米子支部のように高低差がない方がいいと思います。予算の関係もあるでしょうが、本庁と倉吉の庁舎は早く更新していただけたらと思います。庁舎の更新は簡単な話ではないとは思いますが、それをフォローしていくために、研修などで職員の方の意識を高めていただくのもそうですし、私たちが弁護士という立場でよく利用するので、できることはお手伝いしたり、あるいは気になったことがあったら意見交換を平素からしておくということが必要ではないかと改めて思いました。

#### ○委員長

障害のある方の視点、立場に立って、何が不便なのか、例えば、スロープは遠回りになるのではないかと、雨が降っている場合はどうかなど、設備があることで満足せず、どうすれば使い勝手がいいのかまで考えて、その上でできることがあればやっていきたいと考えています。

#### ○学識経験者委員 I

国の施設ですから予算のこともありますでしょうし、改善にも優先順位があると思います。そのような中で、まず何をやるべきかと考えてみますと、手助けが必要だとされる方々は、ほとんどの方が事前に連絡をされ、その上で対応されているのだと思いますし、事前の連絡がないとしても、職員の方が確認して対応しておられるということで、現段階でできることは十分満たしていると思えました。

また、高齢の方、目や耳が不自由な方については、性能はひとまず置くとして、補聴器やホワイトボード等の対応ができているということです。仕組みがこのように整っているということであれば、今後は、本日出た指摘や改善点を、少しずつ進めていくという方向性でよいと納得しました。

#### ○学識経験者委員 J

昭和40年に建てられた施設としては、十分配慮できていると感じました。私の勤務する会社の建物は、築後10年ほどですが、ユニバーサルデザインに配慮した建物となっており、鳥取県の福祉のまちづくり整備基準の適合マークをいただいていますので、一定の取組はできていると自負していたのですが、それ以上に裁判所はやっていらっしゃるの、とても感心しました。

先ほど、受付を置くか置かないかという話がありましたが、当社には受付はなく、エレベーターのすぐそばにテナント表示があり、そこにインターホンが設置されています。お困りの方がインターホンを押されると、当社の総務につながるようになっており、何かあれば総務が駆けつけ、他のテナントへの御案内も含めてケアをします。ハードがある程度できていれば、あとはソフト面でケアをしているという状況です。

#### ○検察官委員 K

検察庁には警備員が必ず受付にいますので、今回のような身体障害をお持ちの方とかが来られたときは、マンパワーで対応しているというのが実情です。

#### ○学識経験者委員 L

コストパフォーマンスを考えると、誘導の方がおられ、障害者の方がそれほど

頻繁に訪れられるということもないということですので、現状のままの人員配置が有効ではないかと感じました。

#### ○学識経験者委員M

庁舎の設備を見せていただきましたが、荷物が置いてあることで、ベビーカーが通れないようなところが何か所かあったように思います。実際にベビーカーを通していただいて、通りづらい場所を確認し、その荷物をどけるだけでもユニバーサルデザインの実践になるのではないかと思います。

ですが、本当にたくさんの配慮がなされていると思います。いろいろな方が大変な思いで裁判所にいらっしゃるのだと思いますが、そのような方をきちんと受けとめ、ようこそ、ここにおいでくださいましたという気持ちが表れた配慮がたくさんあることにとても深い感銘を受けました。

#### ○裁判官委員N

先ほど御意見をいただきました、気付けていない、埋もれている方がまだまだいらっしゃるということについては、職員一人一人の意識の問題ですぐに改善できる場所ですので、気を付けてやっていきたいと思いました。

#### ○学識経験者委員A

子供さんへの配慮として、ベビーベッドが置いてある部屋がありましたが、一緒にいらっしゃる子供さんが、何時間ぐらいその空間にいらっしゃって、その間のミルクやおむつ替えが大丈夫か、手洗いはあるのかなど、要配慮者の範囲の確認をした上で見学すればよかったと思いました。

○委員長

本日は貴重な御意見を多数いただきありがとうございました。皆様からの御指摘の点について、大がかりなことはなかなか当庁だけでは決められないということもありますが、一つ一つの工夫、あるいは職員の気持ち、対応については今すぐにもできることですし、皆さんの御意見、御指摘の中にはそういうことをすれば十分応えていくことができると思われるものもたくさんございましたので、早速、対応していきたいと考えています。